

静岡県からのお知らせ

浄化槽法定検査（法第 11 条検査）は 2019 年 4 月 1 日から

- 10 人槽以下の検査は水質検査に重点を置いた方式に変更になります。
- 10 人槽以下の検査手数料が変更になります。

★家庭用を含む処理対象人員 10 人槽以下の浄化槽法定検査について、水質検査項目の「BOD 検査」に重点を置いた新しい検査方式に変更します。法定検査の結果、BOD が基準値を超過した場合、次年度の法定検査では、外観検査の項目を増やして実施します。

※検査手数料は下表のとおりです。また、BOD が基準値を超過した場合の次年度の検査も同じ料金です。
※新しい検査方式の検査項目の詳細は裏面をご覧ください。

★浄化槽法定検査（法第 11 条検査）検査手数料

処理対象人員	10 人槽以下	11 人槽～20 人槽	21 人槽～50 人槽	51 人槽～100 人槽	101 人槽～300 人槽	301 人槽以上
金額	5,800 円	6,500 円	9,500 円	13,000 円	15,000 円	17,000 円
口座振替の場合	5,300 円	6,000 円	9,000 円	12,500 円	14,500 円	16,500 円



静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

10人槽以下の浄化槽に対する法第11条検査の項目

検査項目

【水質検査】

<5項目>

水素イオン濃度
溶存酸素量
透視度
残留塩素濃度
BOD（生物化学的酸素要求量）

【書類検査】

<6項目>

保守点検の記録の有無
保守点検の記録の内容
保守点検の回数
清掃の記録の有無
清掃の記録の内容
清掃の回数

【外観検査】

<30項目>

設置状況12項目
設備の稼働状況5項目
水の流れ方の状況8項目
悪臭の発生状況2項目
消毒の実施状況2項目
蚊、はえ等の発生状況1項目

※保守点検記録に「不具合」の記載がある事項は、検査項目に追加します。

※BOD検査結果が「不可」の場合、次年度の検査は外観検査の項目が変更になります。



BOD検査結果「不可」の場合の次年度検査項目

【水質検査】

<5項目>

水素イオン濃度
溶存酸素量
透視度
残留塩素濃度
BOD（生物化学的酸素要求量）

【書類検査】

<6項目>

保守点検の記録の有無
保守点検の記録の内容
保守点検の回数
清掃の記録の有無
清掃の記録の内容
清掃の回数

【外観検査】

<75項目>

設置状況28項目
設備の稼働状況14項目
水の流れ方の状況24項目
使用の状況4項目
悪臭の発生状況2項目
消毒の実施状況2項目
蚊、はえ等の発生状況1項目

検査機関について

- 静岡県は、2019年4月1日から2022年3月31日までの浄化槽法定検査の検査機関として、一般財団法人静岡県生活科学検査センターを指定しました。
- 指定検査機関の検査員は、検査員である旨の腕章と身分証を携帯しています。

浄化槽法定検査に関する問合せは、

指定検査機関の一般財団法人静岡県生活科学検査センターへお願いします。

TEL 054-621-5030

FAX 054-621-5450